

'24~'25年版
ユーキャンのFP2級・AFP できるとこ攻略問題集
訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第9版 第1刷（2024年5月24日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.319	論点別問題 実技試験 ／相続・事業承継／問 14 解説	※下記に差替え（下線は変更および追記箇所） 2024年に使える相続時精算課税制度の特別控除額は、 $2,500万円 - 1,200万円 = 1,300万円$ <u>2024年からは特別控除の2,500万円とは別に年間110万円までの基礎控除の適用がある。</u> よって、 <u>基礎控除後の父からの贈与にかかる贈与税額は、特別控除額を控除後の金額に一律20%の税率を掛けて求めるので</u> $\{(1,500万円 - 110万円) - 1,300万円\} \times 20\% = 18万円$ また、叔父からの贈与にかかる贈与税額は、一般税率を適用するので $(900万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 191万円$ 合計すると、 <u>18万円 + 191万円 = 209万円</u> なお、2024年1月1日以降に相続時精算課税制度を選択して贈与を行った場合、年間110万円以内の贈与であれば申告不要で贈与税・相続税もかからない。 解答 <u>2,090,000</u> （円）		2024.11.29
P.315	論点別問題 実技試験 ／相続・事業承継／問 12問題文／表3行目／ 課税遺産総額	<u>4億円</u>	<u>□□□万円</u>	2024.8.2

P.322	論点別問題 実技試験 ／相続・事業承継／問 16 問題文／〈語群〉	5. <u>6/1</u>	5. <u>1/6</u>	2024.8.2
-------	---	---------------	---------------	----------